

キラキラ愛顔プロジェクト

～コロナを愛顔で吹き飛ばそう～

(スポーツ・文化芸術活動等創出支援公募事業)



県内の交流や体験の機会を失った児童・生徒等を対象に、3密回避等の「新しい生活様式」を取り入れながら、県民生活の質の向上や交流促進、本県の魅力再認識を目的とした、県内で新たに企画・実施する団体又はグループ活動を広く公募し、助成します。

【概要】

○対象団体

県内で活動する次のいずれかに該当する団体又はグループが対象になります。

- ①児童・生徒等を対象に、県民生活の質の向上や交流促進、本県の魅力を再認識できる活動を主催する団体又はグループ(規約・会則等が整備されていること)
- ②幼稚園、保育所、小中高等学校、特別支援学校、大学等において課外活動等を行う団体又はグループ

○対象事業

次のいずれにも該当する活動が対象になります。

- ①スポーツ・文化芸術活動等を通じて、県民生活の質の向上や交流促進、本県の魅力を再認識できる新たな活動
- ②新型コロナウイルスの感染拡大を予防するために3密回避など「新しい生活様式」を取り入れた活動
- ③県内で実施する活動

[例]

スポーツ大会、アウトドアスポーツ(サイクリング、登山、キャンプ体験等)、ニュースポーツ・パラスポーツ体験会、プロスポーツ観戦、芸能体験・鑑賞会、美術館・博物館鑑賞、ワークショップ、史跡・名所探訪など

※ただし、令和4年3月7日までに完了するものです。また、国、県又は市町の助成やその他の公的助成を受ける事業は、対象になりません。

○助成額

1団体につき **20万円まで**

○審査方法

応募のあった事業について、書類審査を行い、補助対象事業を決定します。

【募集方法】

所定の申請書に必要事項を記入し、必要書類と一緒に

令和3年10月29日(金)17:15まで(必着)

に、県庁地域スポーツ課スポーツ企画グループへメール又は郵送で提出してください。

※すべての応募団体に対して、結果を通知します。

【Q&A】

Q. どんな経費が対象になるのですか。

A. 以下のような経費です。

費目	経費の具体例
賃金	イベント等で短期に雇用するアルバイトなどの賃金 (団体のメンバーに対する賃金は不可)
報償費	講演会等の県内講師等に対する謝礼、謝礼品の購入など
旅費	研修会等の県内講師招へいのための旅費 事業実施に必要な事前準備・研修会参加のための旅費など
需用費	消耗品費(非接触体温計、単価が50,000円未満の物品購入など) 食糧費(イベントで使用する食材などの材料、弁当等(一括注文したものに 限る)など)、印刷代、写真の現像代、コピー代、燃料費など
役務費	通信運搬費(切手、はがき等の郵便料など)、筆耕翻訳料(筆耕料、ワー プロ打ち代など)、保険料(ボランティア保険料など)
委託料	イベント等での会場設営、映像ソフト制作、ホームページの更新など
使用料・賃借料	会場使用料、レンタル料、リース料、バス借上げ代など
原材料費	工作の教材作成のための材料代など
負担金	研修会、イベントの参加費など
その他	上記以外で、特に必要と認められる経費

※費目の欄に掲げる経費で児童・生徒等の活動のために直接必要となる経費です。
なお、団体等の維持管理経費は対象になりません。

Q. 備品(単価50,000円以上)の物品の購入は、対象になりますか。

A. 対象になりません。事業に必要な場合は、レンタルやリース等による取扱いとなります。

Q. 対象の活動は、新たに企画・実施する活動でなければならないのか。

A. 新規の活動だけでなく、コロナにより中止となった事業の代替実施や開催時期の変更実
施等、幅広い活動が対象となります。
ただし、学校における通常の授業・カリキュラムは、対象になりません。

詳しくは、[愛媛県HP](#)をご覧ください。

スポーツ・文化芸術活動等創出支援公募事業

検索



【お問い合わせ・応募書類提出先】

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県観光スポーツ文化局スポーツ局地域スポーツ課スポーツ企画グループ

TEL 089-947-5660 (係直通)

FAX 089-947-5721

E-mail chiikisports@pref.ehime.lg.jp